

ホール使用料 —平成 26 年 4 月 1 日改訂版—

(単位 円)

区分			前納使用料		後納料金(使用日当日精算)							
			基本 使用料	山武郡 市広域 市町村 圏外割 増使用 料	割増使用料						入場料 非徴収 の場合	冷暖房 使用料
					1,000 円未満	1,000 円以上 2,000 円未満	2,000 円以上 3,000 円未満	3,000 円以上	営利その 他これに 類する場 合			
施設	使用日	時間										
大ホール	平日	9:00~ 12:00	16,200	8,100	6,480	9,720	12,960	16,200	12,960	3,240		
		13:00~ 16:30	27,000	13,500	10,800	16,200	21,600	27,000	21,600	5,400		
		17:30~ 21:30	32,400	16,200	12,960	19,440	25,920	32,400	25,920	6,480		
		9:00~ 21:30	70,200	35,100	28,080	42,120	56,160	70,200	56,160	14,040		
	土・日・休日	9:00~ 12:00	19,440	9,720	7,770	11,660	15,550	19,440	15,550	3,880		
		13:00~ 16:30	32,400	16,200	12,960	19,440	25,920	32,400	25,920	6,480		
		17:30~ 21:30	38,880	19,440	15,550	23,320	31,100	38,880	31,100	7,770		
		9:00~ 21:30	84,240	42,120	33,690	50,540	67,390	84,240	67,390	16,840		
小ホール	平日	9:00~ 12:00	5,400	2,700	2,160	3,240	4,320	5,400	4,320	1,080		
		13:00~ 16:30	8,640	4,320	3,450	5,180	6,910	8,640	6,910	1,720		
		17:30~ 21:30	10,800	5,400	4,320	6,480	8,640	10,800	8,640	2,160		
		9:00~ 21:30	21,600	10,800	8,640	12,960	17,280	21,600	17,280	4,320		
	土・日・休日	9:00~ 12:00	6,480	3,240	2,590	3,880	5,180	6,480	5,180	1,290		
		13:00~ 16:30	10,360	5,180	4,100	6,260	8,310	10,360	8,310	2,050		
		17:30~ 21:30	12,960	6,480	5,180	7,770	10,360	12,960	10,360	2,590		
		9:00~ 21:30	25,920	12,960	10,360	15,550	20,730	25,920	20,730	5,180		

注

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 「山武郡市広域市町村圏」とは、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の区域をいう。
- 大ホール又は小ホールの使用料は、楽屋、楽屋事務室、浴室及び主催者控室の指定使用分を含む。
- 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が 30 分未満のときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満のときはこれを 1 時間として算定するものとする。

$$\{(使用料 / 各貸出時間分) \times 1.3\} \times 超過時間$$
- 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

展示室、会議室等使用料 —平成 26 年 4 月 1 日改訂版—

(単位 円)

区 分		前納料金	後納料金 (使用日当日)	
施設	時間	基本使用料	割 増 使 用 料	
			山武郡市広域市町村圏外割増使用料	営利その他これに類する場合
展示室	9:00～21:30	16,200	8,100	12,960
会議室(1)	9:00～12:00	1,510	750	1,200
	13:00～16:30	1,720	860	1,380
	17:30～21:30	2,050	1,020	1,640
	9:00～21:30	6,260	3,130	5,010
会議室(2)	9:00～12:00	2,700	1,350	2,160
	13:00～16:30	3,130	1,560	2,500
	17:30～21:30	3,560	1,780	2,850
	9:00～21:30	11,230	5,610	8,980
練習室	9:00～12:00	1,720	860	1,380
	13:00～16:30	1,940	970	1,550
	17:30～21:30	2,370	1,180	1,900
	9:00～21:30	7,230	3,610	5,780
和室	9:00～12:00	640	320	510
	13:00～16:30	750	370	600
	17:30～21:30	860	430	690
	9:00～21:30	2,700	1,350	2,160
和室(水屋付)	9:00～21:30	970	480	770
	13:00～16:30	1,080	540	860
	17:30～21:30	1,290	640	1,030
	9:00～21:30	3,990	1,990	3,190

注

- 1 「山武郡市広域市町村圏」とは、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の区域をいう。
- 2 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- 3 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が 30 分未満のときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満のときはこれを 1 時間として算定するものとする。

$$\{(使用料 / 各貸出時間分) \times 1.3\} \times 超過時間$$
- 4 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。